

別紙5 公園整備工事仕様書

1 基本事項

- (1) 「京都市宅地開発要綱」、「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」、「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等を遵守する。
- (2) 公園の整備に際しては、事前に市の関係する部局と十分に協議を行うこと。

2 公園の面積

次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積以上の面積とすること。

なお、「開発区域」は市営住宅用地及び付帯事業用地の全域（「東奉行公園」は含まない）とし、「計画人口」は整備後の市営住宅用地及び付帯事業用地の合計とする。

- (1) 開発区域の面積の3%に相当する面積。
- (2) 計画人口1人につき1㎡を乗じて得た面積。
 - ※ 1戸当たりの計画人口は、独立住宅（4人）、共同住宅（3人）、単身者住宅（実態による）、併用住宅（住宅部分について独立住宅又は共同住宅の基準による）
 - ※ 「保育所用地」内の保育所の敷地面積は600㎡あるものとして、その3%に相当する面積を加算すること。
「付帯事業用地」内に住宅以外の用途がある場合は、その該当計画地面積の3%に相当する面積を加算すること。

3 公園の立地条件

- (1) 原則として、2面以上が道路または団地内通路に接するように計画する。

4 公園の形状等

- (1) 公園の敷地形状は、おおむね、正方形又は短辺が長辺の2分の1以上の長方形状とする。
- (2) 公園と市営住宅用地又は付帯事業用地とは、一体感及び連続感のある意匠とするほか、市営住宅用地及び付帯事業用地の入居者や利用者、地域住民がコミュニケーションを図りやすいよう、工夫を盛り込むこと。
- (3) 出入口は、道路又は団地内通路に面して設けること。
なお、公園内への自転車の乗入は禁止であることから、出入口には自転車等の進入防止措置を講じること。
- (4) 公園については、その意匠や工夫に関しては、建設局みどり政策推進室と協議すること。
また、事業開始後の実施設計業務等における詳細な仕様についての当該室との協議の結果、入札時の提案内容から仕様を変更することが必要となった場合は、市と協議

を行い、市の承諾の上、その変更を認めるものとする。

5 公園に設ける施設

遊具（※）、注意板、ベンチ類（※）、照明灯、休憩所、植樹帯、水飲場等、「開発許可制度に関する京都市開発技術基準」等で定める施設を設置する。

ただし、照明灯はLEDとし、その器具の選定や配置等については、光源のまぶしさ等の周辺への影響を十分考慮して計画すること。

6 公園の移管

工事完了後、市に移管するものとする。

なお、移管前に、周辺への影響を確認するため、市の立会のもと、照明灯の試験点灯を行う。不備が認められた場合は、事業者の責任において速やかに是正すること。